

平成30年12月25日

第6回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第6回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成30年12月25日(火) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第5項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申し出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（~~用途区分変更~~・除外・~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び諮問決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申し出について

議案第 6 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太 郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

1 5 番 澤 山 建 志

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

1 5 番 澤 山 建 志

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

前 田 昭 市

森 裕 美 子

小 吉 建 治

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第6回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「14番委員」と「16番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号「農地法第18条第5項の規定による通知」についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	以下については、お目通しください。以上で説明を終わります。 ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号「農用地あっせん申し出の取下げ」についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	議案書の9ページをご覧ください。報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについて、ご説明いたします。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号2, 3につきましては、お目通しください。 番号1の取下げ理由につきましては、平成29年5月26日 第23回委員会 議案第6号1番 売渡希望で承認された農地でございますが、関連議案第2号5番に記載のとおり、農地法第3条許可申請による審議を行うこととなったためです。 番号2の取下げ理由につきましても、平成29年7月25日 第25回委員会 議案第9号2番 売渡希望で承認された農地でございますが、関連議案第2号6番に記載のとおり、農地法第3条許可申請による審議を行うこととなったためです。 番号3の取下げ理由につきましては、平成30年10月25日 第4

議長	回委員会 議案第 6 号 3 番 売渡希望で承認された農地でございますが、関連議案第 1 号 6 番に記載のとおり利用権設定申請による審議を行うこととなったためです。以上です。 ただいま事務局の説明のとおりであります。
事務局	次に、議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案書の 10 ページをご覧ください。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明) 番号 2 から番号 6 につきましては、お目通しください。 本件の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると思われます。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第 1 号のうち、所有権移転分について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第 1 号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
事務局	次に、議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。 議案書 12 ページから 23 ページになります。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1 議案 30 件です。 内訳は、新規の利用権設定が 28 件、再設定が 2 件、合計面積は 109 筆 144,851㎡となっています。 (番号 1 を議案書どおり読み上げ説明) 以下につきましては、お目通しください。皆様のご審議をよろしくお

議長

願います。

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、6番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(6番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番と3番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、10番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(10番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、11番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(11番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の5番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、17番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の5番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(17番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の6番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、36番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の6番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(36番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の7番と8番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、37番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の7番と8番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の7番と8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (37番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の9番と10番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。 13番委員をお願いします。
13番委員	番号9番から10番につきまして、12月6日に、私と37番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。 オクラ30a、スナップエンドウ36aを栽培し、就農時の目標年間販売高は約450万円を目指しております。 申請人は、2005年まで指宿で会社員として勤めていましたが、両親の後を継ぎたいと思い、農業を始めました。父親が数年前に亡くなり、現在は母と妹と一緒に農作業を行っています。 両親から栽培技術・農機具等の操作の指導を受け、特に問題ありません。また、農機具等は、自己で所有しているものを使用するとのことでした。 今後は、作付面積を徐々に増やし、ビニールハウスも建てたいと考えているそうです。 なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第1号のうち利用権設定分の9番と10番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち利用権設定分の9番と10番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち利用権設定分の9番と10番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号のうち利用権設定分の11番から30番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	利用権設定分の15番、20番については、貸人と借人が親子関係、もしくは近い親類関係にあると推測されますが、相違ありませんか。
事務局	15番については、特に親類関係ではありませんが、借り手が見つからずに農地が荒廃するのを貸人が心配し、10年間耕作してもらうことを条件に、使用貸借することとして申請があったものです。 20番については、親子関係になります。
8番委員 議長	分かりました。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
14番委員	30番に関しては、鹿児島県地域振興公社に貸し付けることから、今後、さらに何らかの形で貸人が借り受けることになると思われませんが、どのような手続きになりますか。
事務局	今後は、鹿児島県地域振興公社から[]が借り受けることとなりますが、本件は鹿児島県地域振興公社が農地中間管理権を取得するための議案であり、また、農地中間管理事業の手続きの一部となります。
13番委員	本件の内容は、農地中間管理機構に登録をするための手続きと考えてよろしいでしょうか。
事務局	そのとおりです。なお、今回のように農地中間管理事業を活用した農地が増えることで、耕作者が明確となり、また、将来的には農地の集積・集約化のため、農地の利用調整に繋がる利点などが考えられます。
議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の11番から30番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の11番から30番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に係る決定」についてを議題といたします。

小委員長

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

12月10日の転用調査時に、私と、19番、34番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、1番から12番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から6番は売買、7番から12番は贈与による申請でございます。7番と12番は子への贈与、8番と11番は親族への贈与、9番は妻への贈与、10番は知人への贈与です。

なお、申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまふ。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の2ページから37ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員

7番、9番、10番について、贈与税が気になりますが、指導等はなされているのでしょうか。

事務局

7番と10番については、贈与税は課税されないと聞いております。

9番については、贈与税が課税されることも承知のうえ、夫婦間で手続きを行っています。

8番委員

分かりました。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

小委員長

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部計画変更 除外申出の意見決定」についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、目的は携帯電話無線基地局です。

資料の38ページをお開きください。

申請地は、[]から北へ240m行った農用地区域内農地で、東は農道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、国の認可を受けている認定電気通信事業者による転用事業であることから、転用許可不要の案件に該当します。

事業計画者は、大手通信事業者で、今回[]周辺の携帯電話のサービスエリアを確保するために、申請地の一部を賃貸借し、無線基地局を整備する計画です。

計画の概要は、敷地内に電波塔や無線機器類を設置し、周囲をフェンスで囲む予定ですが、周辺農地への影響は軽微なもので、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、目的は一般住宅です。

資料の39ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ450m行った農用地区域内農地で、東は市道、西と北は水路、南は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

事業計画者は、現在借家住まいであることから、今回申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

また、代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、面積が一般住宅の転用の目安である500㎡を上回っていますが、形が不整形である申請地を分筆し、農地として残しても利用価値がないことから、小委員会ではやむを得ないと判断したところです。

次に番号3番ですが、目的は一般住宅です。

資料の40ページをお開きください。

	申請地は、 から北へ240m行った農用地区域内農地で、東は畑、西と北は宅地、南は市道及び畑に接しています。 農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。 事業計画者は、現在借家住まいであることから、今回おじが所有する申請地を譲り受け、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。 なお、代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第3号のうち1番について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定により、10番委員の退席を求めます。
議長	ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第3号のうち1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (10番委員の復席確認) 次に、議案第3号のうち、2番と3番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第3号のうち2番と3番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号のうち2番と3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地

小委員長

調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の41ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ240m行った農地で、東と南は市道、西は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、店舗及び駐車場です。

資料の42ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ250m行った農地で、東は宅地及び市道、西は市道、南は宅地及び雑種地、北は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、全国でコンビニエンスストアを展開している法人で、事業の規模拡大を図るため、今回申請地を賃貸借し、新たに店舗を建設する計画です。

なお、隣接する宅地と一体利用し、換地後の総面積は約2,350㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、追認です。転用目的は、農家住宅及び車庫です。

資料の38ページをお開きください。

申請地は、[]から北へ240m行った農地で、東は雑種地、西と南は畑、北は市道に接しています。

	農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、北側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。 申請人は、県外から地元の■■■■に帰り、約2年前から農業を営んでいますが、現在借り住まいしている土地と建物をこのたび購入しようとしたところ、譲渡人所有の家屋や車庫が建っている土地の登記地目が、畑であると判明したことから、今回申請されたもので、始末書が提出されております。 土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。隣接農地との間には緩衝地が設けられていることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第4号のうち1番と2番について、ご審議願います。ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	2番について、総面積が2,642㎡となっていますが、小委員長の報告においては2,350㎡と説明がありました。300㎡ほど誤差がありますが、その内容についてお尋ねします。
事務局	換地後の面積となることから、若干減少しています。
委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号のうち1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号のうち1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第4号のうち、3番についてご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定により、17番委員の退席を求めます。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。

議長	議案第４号のうち３番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第４号のうち３番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(１７番委員の復席確認)
	次に、議案第５号「農用地あっせん申し出」についてを議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。
	それでは３１ページをご覧ください。
	議案第５号「農用地あっせん申し出」の売渡、貸付をご説明いたします。今月は、売渡６件、貸付３件、合計９件でございます。
	(番号１を議案書どおり読み上げ説明)
	見取り図、地籍図につきましては、審議資料の４３ページと４４ページとなります。
	番号２から番号９につきましては、お目通しください。
	また、見取り図、地籍図につきましては、審議資料の４５ページから６０ページとなりますので、ご参照ください。
	次に、３６ページをお開きください。
	続きまして、議案第６号「農用地あっせん申し出」の買受、借受希望をご説明いたします。今月は、買受１件、借受３件、合計４件でございます。
	(番号１を議案書どおり読み上げ説明)
	番号２から番号４につきましては、お目通しください。
	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	この「あっせん申し出」につきましては、事務局として、あっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げますので、３１ページをお開きください。
	番号１は　４番委員と２３番委員。
	番号２は　６番委員と２５番委員。
	番号３は３０番委員と１０番委員。

議長

委員

議長

事務局

番号4は16番委員と36番委員。

番号5は3番委員と22番委員。

番号6は3番委員と22番委員。

番号7は13番委員と33番委員。

番号8は4番委員と23番委員。

番号9は19番委員と38番委員。

36ページ（買受・借受）に移りますが、条件が広範囲となっていることから、担当地区の委員を割り当ててございます。

番号1は13番委員，17番委員，33番委員，37番委員。

番号2は13番委員，15番委員，17番委員，33番委員，35番委員，37番委員。

番号3は6番委員，15番委員，25番委員，35番委員。

番号4につきましては，市内全域を条件としていることから，全委員にお願いしたいと考えております。特に，申出人が現在耕作している開聞地域を中心に，最適な農地がございましたらご連絡くださるようお願いいたします。

以上，事務局案として提案いたします。

ただいま事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は，よろしいでしょうか。

（各委員了解あり）

それでは，議案第5号は，原案のとおり承認することとし，あっせん委員は，事務局案のとおり決定いたします。

次に，議案第6号「荒廃農地に係る非農地判断」についてを，議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

37ページをご覧ください。

議案第6号「荒廃農地に係る非農地判断」についてご説明いたします。

（番号1を議案書どおり読み上げ説明）

番号2番から11番につきましては，お目通しください。

今回の非農地判断につきましては，農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査によりまして，農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地として分類された荒廃農地について，農地法第2条第1項の規定に基づく非農地に該当するか否かの判断を行うため，先月，事務局で現況確認の再調査を行いました。

その結果、３７ページに記載のとおり、１１筆、１１、８３９㎡は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、１１筆、１１、８３９㎡につきましては、農地法第２条第１項の規定に基づく農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、農地台帳搭載申請等により改めて農地台帳に登載することになります。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第６号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第６号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第６号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題はこれで終了いたしました。

他にございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

他になければ、その他に入ります。

その他について、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、その他についてご説明いたします。３８ページをお開きください。

その他（議案書３８ページを参照して説明）

１．１２月の行事報告

２．１月の行事予定等

３．その他

（１）産業まつり農地相談コーナーの報告について

（２）農業委員会先進地視察研修について

（３）農業者年金加入推進強化月間について

（４）その他

議長
委員
議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないので、本日の委員会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、第6回指宿市農業委員会を閉会いたします。

事務局

ご起立ください。

一同礼。

(閉会 午後3時13分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員14番委員

議事録署名委員16番委員